

鹿沼市立学校における
業務量管理・健康確保措置実施計画



令和8年3月
鹿沼市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨と本市の現状 1
2. 目標 2
3. 計画の期間 2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて 5

1. 計画の趣旨と本市の現状

(1) 計画の趣旨

本市においては、平成31年度に「鹿沼市小中学校における働き方改革推進プラン」を策定、令和4年度に改訂を行い、学校における働き方改革に向けた取組を推進してきました。

そうした中、国においては、令和6年度の中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」を踏まえ、令和7年6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）等の改正が行われ、教育委員会に対し「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表、総合教育会議への報告等を義務づけました。また、給特法等の改正を受けて、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「国指針」という。）も改定しました。

本市では、教職員が、心身ともに健康で、いきいきとやりがいを持ちながら、本質的な業務にしっかりと取り組むことができる環境を整備することにより、本市における教育の質の更なる向上を図るため、「鹿沼市立小中学校における働き方改革推進プラン」を推進しておりますが、国指針に合わせることで、より現在の課題に即した内容にするため、新たに「鹿沼市立学校における業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下「本計画」という。）を策定することといたしました。

(2) 本市の現状

本市では、令和4年4月に「鹿沼市小中学校における働き方改革推進プラン」を改訂し、働き方改革推進のための取組として「勤務時間の適正化」を掲げ、時間外勤務月45時間以内、1年間で360時間以内を目指して教職員の在校等時間の管理及びその時間縮減に取り組んできました。

こうした取組の結果、本市における教職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりでした。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月33時間22分	27.2%	1.6%
中学校	月48時間05分	54.6%	10.9%
市内全校	月38時間39分	37.0%	5.0%

時間外在校等時間が45時間を超える割合が37.0%であり、前年度の40.9%よりは低くなってはいるものの、依然として高い状態が続いております。

このため、業務の簡素化・効率化や業務の精選を図り、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要です。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりである。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 4 5 時間以下の割合を 1 0 0 %にする
- ・ 1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を 3 0 時間程度にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和 6 年度の数値】

- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 1 0 %以下にする【13.2%】
- ・ 教職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す
(ストレスチェックにおける「活力がみなぎる」「仕事に誇りを感じる」におけるの肯定的な回答の割合 平均 80.0% 【71.9%】)

3. 計画の期間

令和 8 年度～令和 1 2 年度

※なお、本計画は、市内小中学校の働き方改革の状況や県・国の動向等を踏まえ、見直しをしながら推進することとする。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 国指針における「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

- ◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）
 - ・各地域の実状を踏まえつつ、交通指導員、スクールガード・リーダーなど、保護者・地域住民による登下校時の通学路の見守り活動を推進する。

- ◆放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）
 - ・放課後から夜間における見回りについては、少年指導員が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。

 - ・警察等と連携し、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ◆調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）
 - ・市から学校に発出される調査は、Webでのアンケート回答機能等を活用することによって、回答に係る事務負担を軽減する。

- ◆部活動（「3分類」⑬関係）
 - ・令和11年度末までに、原則、休日の全ての部活動の地域展開の実現を目指す。平日の部活動については、部活動時間等の適正化を図り、部活動指導員の配置拡充等を進める。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ◆授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）
 - ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員の全校配置を進める。

- ◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）
 - ・教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築できるようにする。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初のねらいが形骸化し、十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・校務支援システムやコミュニケーションツール（Microsoft Teams等）などのデジタル技術を活用し、校務の効率化を図る。
- ・働き方改革を推進するための校内委員会を設置し、年間を通じた組織的な業務改善のPDCAサイクルを確立する。
- ・勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能の全校設置に向けて進める。
- ・休日や夜間、学校閉庁期間に保護者が緊急に学校と連絡が取りたい場合の連絡先を市役所日直とする。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた職員には、申出に応じて医師による面接指導を実施する。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に取得を促す。
- ・長期休業等の期間中に学校閉庁日の設定を行う。
- ・学校の実状に応じて、完全退勤時刻や定時退勤日を設定する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、鹿沼市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・教員業務支援員の確保や地域ボランティアの充実等に向けて、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行う。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域に対して本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。